

②低炭素社会に向けて、今後必要な取組についてシミュレーション等により、CO2排出量の少ない環境モデル都市や自然共生の姿を提示するなど、社会変革を進める研究を行います。

③2050年の低炭素社会に向けた長期的な人づくりのための手法の検討を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・低炭素地域づくり面的対策推進事業費(エネ特会)	2,000(250)
・環境的に持続可能な交通(EST)の実現に向けたモデル事業(エネ特会)	150(93)
・低炭素社会モデル街区形成促進事業(エネ特会)	1,300(1,300)
・(新)低炭素社会関係予算(地球環境研究総合推進費[競争的資金]の一部)	500(0)
・2050年の低炭素社会に向けた持続可能な開発のための教育(ESD)の在り方検討	20(6)

(ウ)低炭素社会を支える革新的技術開発の推進

①地域に即したバイオマス資源の総合利活用システムの構築や、省エネルギー対策及びE10の活用等再生可能エネルギー等の地球温暖化対策技術について開発を推進します。さらに、廃棄物処理について温室効果ガスの抜本的な削減方策を検討します。

②二酸化炭素海底下地層貯留技術(CCS: Carbon Dioxide Capture and Storage)の高効率化、低コスト化を図るため、海洋環境保全上適正な管理手法の開発とCCSの工程に要するエネルギーを最適化する運用システムの開発を行います。

【主な予算措置】	百万円
・地球温暖化対策技術開発事業(エネ特会)[競争的資金]	3,709(3,302)
・(新)廃棄物処理システムにおける革新的な温室効果ガス排出抑制対策検討調査	50(0)
・(新)二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(エネ特会)	500(0)

(エ)地球温暖化モニタリングの推進及び適応対策の検討

①気候変動への適応に焦点を当て、国内研究として、温暖化による不可避の影響を最小化するための適応対策について、詳細な影響予測、脆弱性の高い地域・分野の抽出評価、効果的なリスク分散手法、効率的な事業の実施方法について研究を実施します。

②アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)を通じて、アジア太平洋地域の気候変動影響に対する脆弱性評価や地域的な影響予測、地域適応計画の作成などに関し、公募型研究の枠組みにより支援を進めます。

③地球温暖化による河川や湖沼などの水質の悪化が指摘されていることを踏まえ、データの充実、水質への影響の把握・将来予測を行い、水質の悪化が生じた場合の適応策について検討を行います。

【主な予算措置】	百万円
・(新)適応対策関係予算(地球環境研究総合推進費[競争的資金]の一部)	348(0)
・地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	175(115)
・(新)地球温暖化による公共用水域の水質への影響調査	50(0)

Ⅱ 平成20年度環境省税制改正要望の概要

地球温暖化対策のための税制のグリーン化

(1) 環境税等

ア 与党(自由民主党政務調査会四部会実務者会議など)における議論を踏まえて、環境税等地球温暖化対策を加速するために必要な税制上の措置について検討を急ぎ、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずること。

イ 道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」(平成18年12月8日閣議決定)に基づき、税率水準を維持し、環境保全に配慮すること。

(2) バイオ燃料関連税制の創設【新規】(揮発油税・地方道路税・軽油引取税)

ア バイオエタノール混合ガソリン(E3及びETBE混合ガソリン)に係る揮発油税・地方道路税のうち、バイオエタノール分について非課税とする。

イ バイオディーゼル燃料(BDF)混合軽油に係る軽油引取税のうち、BDF分について非課税とする。

(3) 省エネ住宅税制及び住宅関連再生可能エネルギー設備促進税制の創設【新規】(所得税・固定資産税)

ア 既存住宅の省エネ改修(複層ガラスの導入、断熱改修等)に対する所得税・固定資産税の減税措置を講ずる。

イ 次世代省エネ基準を満たす新築住宅の建築・購入の際の一定の工事に対する所得税・固定資産税の減税措置を講ずる。

ウ 住宅において再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備等)を導入した際に、所得税の減税措置を講ずる。

(4) 京都メカニズムクレジット購入費準備金制度の創設【新規】(法人税)

京都議定書目標達成計画の達成のために、企業が京都メカニズムクレジットを購入した場合には、その購入費用を準備金とし、購入時点において全額損金算入できることとする。

(5) 自動車の低公害化、低燃費化の推進【拡充・延長】

① 自動車の保有に係る税率の特例措置(グリーン化)【延長】(自動車税)

電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車(LPG自動車含む)を、購入した場合、購入年度の翌年度1年間の自動車税を軽減し、また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車及びディーゼル車については自動車税を重課する措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

②低燃費かつ低排出ガス認定車に係る自動車取得税の課税標準の軽減措置【延長】(自動車取得税)

低燃費かつ低排出ガス認定車を取得した場合、課税標準額を一定額控除する現行措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

③ディーゼル車に係る自動車取得税の特例措置【延長】(自動車取得税)

平成17年排出ガス基準に適合し、かつ、平成27年度を目標とした燃費基準を達成したディーゼルトラック・バス等(車両総重量3.5t超)の取得に際し、自動車取得税を軽減する現行措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

④最新排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車に係る自動車取得税の軽減措置【新規】(自動車取得税)

最新の排出ガス規制を満たすディーゼル乗用車であって、規制開始よりも前倒して市場投入するものについて、自動車取得税の優遇措置を講ずる。

⑤クリーンエネルギー自動車等に係るエネルギー需給構造改革投資促進税制【拡充・延長】(所得税・法人税)

ハイブリッド自動車等の導入及び低公害車用燃料供給設備の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置について、対象を追加し、延長する。

(6)ビルの省エネシステム等に係るエネルギー需給構造改革投資促進税制【拡充・延長】(所得税・法人税)

民生業務部門の省エネ対策の強化を図るため、ビルの省エネ性能を向上するシステム等を新たに対象に追加する。

(7)地球温暖化対策ビジネス促進税制【新規】(所得税・法人税・個人住民税)

温暖化対策に資する新しいビジネスモデル(省エネ家電買換え支援、エコポイント事業等)を支援するために必要な税制上の措置を講ずる。